
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **ASAF 電話会議（金融商品：減損）報告**

1. 平成 25 年 7 月 3 日（日本時間：20:00 から 21:00）において、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）メンバー（12 名）及び IASB 関係者（Hans Hoogervorst 議長を含む。）により、IASB 公開草案「金融商品：予想信用損失」に関する電話会議が開催された。
2. 冒頭、IASB スタッフ（Sue Lloyd シニア・ディレクター）より、事前に配布されたスライドに従って、IASB 公開草案「金融商品：予想信用損失」に対して示されているコメントの概要について説明（別紙参照）がされた上で、ASAF メンバーによる意見交換がされた。ASAF メンバーから示された意見のうち、主な内容は次の通り。

（ASBJ）

- 金融資産を 2 つに区分するアプローチについては支持しているが、次の 2 つの理由から、IASB が提案するモデルについて改善が必要と考えている。
 - ▶ 提案されているモデルによると、借手の返済原資は同一であるにも係らず、貸出金の組成時期によって要求される引当水準が異なり得るため、合理的でない結果になるとも考えられること。
 - ▶ 財務諸表作成者から、金融商品の契約別に信用リスクを追跡することについて運用上問題があるとの懸念が示されていること。
- 我々は、報告日時点での借手の情報に基づいて金融資産を区分すべきと考えている。このため、コメントレターでは「ASBJ の代替的アプローチ」を提案している。
- 延滞期間をベースとして信用リスクに著しい悪化があったかの判断については、30 日間という数値基準を設けるべきでないと考えている。
- 適用すべき割引率に柔軟性を認めるべきでなく、当初の実効金利によって割り引くべきと考えている。

（カナダ¹）

- IASB スタッフからのフィードバックの説明は、我々が聞いているフィードバックと整合的である。但し、相対的アプローチが直感に合わず、絶対的アプローチを偏好する見解を聞いている。

¹ ASBJ 及び地域グループを除いて、基準設定主体名でなく、国名で標記している。

- ステージ1の金融資産に関して12ヶ月の予想信用損失を認識するアプローチについては、概念的な観点から疑問が示されている。
- 延滞期間をベースとした信用リスクに著しい悪化があったかの判断については、他の要素も考慮することが要求されており、必ずしも数値基準とは認識していない。

(AOSSG)

- AOSSGメンバーからは、次の点について、懸念が示されている。
 - 初日の損失が認識されることについて、概念的に正当化しうるか疑問である。
 - 信用リスクの変化を追跡することが実務上可能か。アジア・オセアニア地域では、多くの場合、商品毎でなく債務者毎に信用リスクの管理がされている。
 - 「信用リスクの著しい増大」や「信用リスクが低い」といった用語について、一層のガイダンスが望まれる。

(オーストラリア)

- オーストラリアの銀行では、商品毎でなく債務者毎に信用リスクの管理がされている。従来、個別商品について発生損失を認識していたのを準ポートフォリオベースで予想損失を認識しても、IASBが提示している一般原則と整合するのではないか。
- 12ヶ月の予想損失について合理的に説明することは困難である。また、独立第三者間の取引では取引価格と公正価値は同額であり、取引時には損失は発生していないと想定されるため、そもそも、12ヶ月の予想損失を認識する必要があるか疑問である。
- FASBが提案している全期間の予想信用損失を認識するアプローチは、信用リスクを明示的にダブルカウントしているため、反対である。
- 信用リスクが低い場合（投資適格以上）であっても、内部格付けは変化しており、一般原則に従うこととすべきである。
- 延滞期間をベースとして信用リスクに著しい悪化があったかの判断については、適切な判断が行われることが重要である。
- 企業が早期適用できるにもかかわらず、信用損失が大きくなるために早期適用しないことを選択するのは問題である。経過措置に関しては、早期適用を認めるべきかを含め、企業行動への影響についても考慮すべきと考える。

(イギリス)

- 投資適格であっても、AAAからBBBに格下げになった場合、経済的損失が発生している。

- 12ヶ月の予想信用損失は、概念的に正当化することが困難と考えている。
- 適用しうる割引率について、幅を狭めるべきである。

(ブラジル)

- 運用可能とは思いますが、金融機関においては、莫大なコストが掛かりそうである。金融機関以外の企業において、どの程度のコストが掛かるか定かでない。
- ブラジルでは、経済成長が続く一方、延滞率も高く、マクロ経済動向と延滞状況とに相関関係があるか定かでない。

(EFRAG)

- 多くの小規模の銀行は、延滞情報に依拠することになると考えられる。30日間延滞の場合は20%程度の確率、60日延滞の場合には40-80%程度の確率で全額の回収が不可能となるとのデータもある。このため、30日間という延滞期間について、早すぎるということはないと考えられる。

(中国)

- 信用リスクに著しい悪化があったかによって、認識すべき予想信用損失を区分するアプローチについては、全般的に支持する。
- 営業債権とリース債権の単純化アプローチについては、IASBが引き続き検討を行うことを奨励する。
- FV-OCIで測定する金融商品については、FASBの公開草案で提案されているアプローチについて検討することを提案する。
- 将来を考慮した情報をどのように考慮すべきかについて、一層のガイダンスが必要と考える。

(米国)

- 米国の投資家は、全般的に、全期間の予想信用損失を認識するアプローチを支持していたが、作成者からは運用可能性や規制資本に与える影響について懸念が示されていた。
- 投資家、作成者、監査人から、コンバージェンスが望まれる旨との見解が示されており、FASBとIASBは、7月以降、共同審議を行うことを予定している。

以上

(別 紙)

IASB スタッフからの説明

(1) IASB に示されている主なメッセージ

- 多くの関係者が、金融資産について悪化したものとしていないものを区分するモデルを支持しており、本モデルは運用可能であるとの見解が示されている。
- 米国以外の利用者からは、金融資産を悪化したものと悪化していないものを区分するモデルに支持が示されている一方、米国の利用者からはすべての金融商品について全期間の予想損失を認識するアプローチに支持が示されている。
- コンバージェンスが重要であるとの見解が示されている。

(2) 論点1：ステージ1の引当金

- ステージ1の金融資産について、12ヶ月分の予想信用損失を認識する提案に一般的な支持が示されているが、概念的に十分に正当化できるかについて疑問が示されている（但し、予算サイクルとの整合性や合理的な見積可能性についての言及はある。）
- フィールドワークへの参加者からは、12ヶ月の予想信用損失が運用可能であるとの見解が示されている。
- バーゼル規制対象の企業からは、情報は入手可能との見解が示されている。
- 次の点について、懸念が示されている。
 - 信用リスクに影響を与えるすべての要因について考慮すべき旨を明確化すべき。
 - 12ヶ月の予想信用損失の考え方によると、契約期間の後期に損失が発生するパターンを捕捉することが困難であること。
 - 引当金が不十分になってしまう可能性がある（米国関係者）。

(3) 論点2：信用リスクの著しい悪化

① 信用リスクに著しい悪化があったかどうかで区分するアプローチ

- 多くの利用者が、著しい悪化に基づいて区分される情報を価値あるものと考えている。
- 内部の信用リスク管理と財務報告とが整合的になっており、運用可能であるとの見解が示されている。
- 監査可能であるが、幾つかの点（著しい悪化が起こっているが、個別に識別で

きない場合の取扱い等) について明確化が必要との見解が示されている。

② 「信用リスクが低い」 場合の例外規定

- 企業は、「信用リスクが低い」 場合の例外規定を支持している。
- 関係者から、幾つかの点について明確化が必要との見解が示されている。
- 規制当局や利用者の一部から、本例外規定について懸念が示されている。

③ 延滞期間による反証可能な推定規定

- 延滞情報及び再編は、小口のローンについて信用リスクに著しい悪化があったことを示す主要な証拠となるという見解が示されている。
- 次の点について、明確化が必要との見解が示されている。
 - 延滞は、事後的な指標であり、信用リスクの著しい悪化があったかどうかを評価する上でマクロ経済要因について考慮が必要である。
 - 個別商品に関する特定の情報がなくても、信用リスクに著しい悪化があったかどうかを評価にあたって、関連するマクロ経済要因の影響を考慮することが必要である。

(4) 論点3：全期間にわたる予想信用損失

- 信用リスクに著しい悪化があった場合、全期間の予想信用損失を測定するために利用可能なデータが十分にあるとの見解が示された。
- 多くの関係者から、次のような理由から、すべての資産について全期間の予想信用損失を測定することは運用上極めて複雑であるとの懸念が示された。
 - 十分なデータが入手可能でない。
 - 悪化した資産よりも、長期の期間を考慮する必要がある。
 - 見積りの信頼性に問題がある。

(5) その他の論点

① 予想信用損失の測定

- 一般的に、予想信用損失を割り引く旨に同意するという見解が示されているが、割引率に関する選択の幅に懸念を示す者がいる。
- 貸出コミットメントについて契約期間を考慮するアプローチに同意しないという見解も示されている。
- 「債務不履行」が定義されていないことに懸念が示されている。

- ② リース債権及び営業債権
- リース債権及び営業債権に関する単純化されたアプローチについて支持が示されている。
- ③ 開示要求
- 利用者から、次のような追加的な開示が提案されている。
 - 帳簿価額及び損失引当金の調整について、より細かな情報
 - 担保の公正価値情報
 - 内部格付けと外部格付けとのマッピング
- ④ 経過措置及び適用時期
- 移行にあたって、悪化を評価するためのより実務的なアプローチが望まれるとの見解が示されている。
 - 適用までに3年間必要であるとの見解が示されている。
 - 他のプロジェクト（リース及び保険）と適用日を整合させるべきとの見解が示されている。
- (6) フィールドワーク
- フィールドワーク参加企業（15社）からは、次のような見解が示されている。
 - モデルは運用可能であり、IAS39号「金融商品：認識及び測定」よりも経済状況の変化により適切に対応するものとなっている。
 - 信用リスクに著しい悪化がない資産について、全期間の予想信用損失を算定することは困難である。
 - マクロ要因、金融資産、予想損失/信用リスクの間の関係を識別することが、将来志向的なモデルにとって重要である。
 - 引当金額は概ね増加するだろうが、その程度は、IAS第39号の適用においてIBNR(Incurred But Not Reported)についてどの程度の引当金を認識していたかによって異なる。
- (7) 次のステップ
- フィールドワークの完了予定時期、及びコメントレターの期限は7月5日。
 - 2013年7月の会議において、両審議会は入手したフィードバックについて共同

で審議し、プロジェクトの進め方について共通の基盤を検討することを予定している。

- 再審議については、2013 年末までに終了させることを予定している。

以 上